

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和5年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。</p> <p>※父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童扶養手当の認定請求の受理、審査、審査結果の通知 ②児童扶養手当の手当額改定請求の受理、審査、審査結果の通知 ③児童扶養手当の未支払の手当請求の受理、審査、審査結果の通知 ④児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果の通知 ⑤児童扶養手当現況届の受理(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、審査、審査結果の通知</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者ファイル 2. 関係者ファイル 3. 支払いファイル 4. 所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116項 (別表第二における情報照会の根拠) 57項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 <div style="float: right;">電話:027-321-1230</div>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高崎市福祉部こども家庭課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 <div style="float: right;">電話:027-321-1247</div>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116項 (別表第二における情報照会の根拠) 57項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116項 (別表第二における情報照会の根拠) 57項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日：令和3年9月1日
令和3年9月30日	I 1③システムの名称	児童扶養手当システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	事後	再評価による修正
令和3年9月30日	II 1. 2対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年9月30日時点	事後	再評価による修正
令和4年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116項 (別表第二における情報照会の根拠) 57項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116項 (別表第二における情報照会の根拠) 57項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第15項	事前	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行に伴い提出するもの。
令和4年9月30日	II 1. 2対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月30日時点	令和4年9月30日時点	事前	再評価による修正
令和5年1月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤児童扶養手当現況届の受理、審査、審査結果の通知	⑤児童扶養手当現況届の受理(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、審査、審査結果の通知	事前	マイナポータル利用に伴う修正
令和5年1月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	児童扶養手当システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	マイナポータル利用に伴う修正